

11月・12月は市税等徴収強化月間です！

11月・12月を市税等徴収強化月間として、啓発活動を行うとともに、市税等徴収の強化に取り組みます。

【実施する主な事業】

- 啓発用ポスターの掲示・ポケットティッシュの配布
- 公用車などに徴収強化月間のステッカーを貼付
- 市税・国民健康保険税滞納者に対する納税催告
- 滞納者への電話催告など

市税などの納付に関するお願い

皆さんが納めている税金は、住みよい街づくりを推進するための大切な財源です。市税や国民健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いします。

納期内納付にご協力ください

市税などの納期限は、納税（納入）通知書または納付書に記載しています。今一度、納期限を確認され、納め忘れのないようお願いします。納期限を過ぎた場合は督促状を送付します。督促状の発送後においても納付がない場合は、法令に従って給与などの差し押さえを実施します。

口座振替なら納め忘れがなくて安心です

指定された口座から自動的に引き落とされるため、納付に出向く手間もなく、納め忘れもないので安心です。

申込方法

①申込用はがきを郵送して申し込む

納税通知書に同封している口座振替申込用のはがきに記入例を参考に記入、届出印を押印し、プライバシーシールを貼って郵送してください。

②八街市役所の担当課窓口で申し込む

市役所担当課窓口にある申込書に記入し、届出印を押印して担当課窓口で申し込みください。キャッシュカードをお持ちでしたら、届出印不要で登録手続きができます。（一部対応していない市税などや金融機関、キャッシュカードがあります）

③市内金融機関で申し込む

市内金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を含む）に口座振替の申込書が備え付けられています。指定する口座の預金通帳と届出印を持参し、金融機関窓口で申し込みください。

※口座名義人がお亡くなりになられた場合や、口座振替納付をやめる場合は必ず届出が必要です。

口座振替がご利用できる金融機関（順不同）

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉みらい農業協同組合、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局を含む）

クレジットカード納付やペイジー（Pay-easy）納付もできます

クレジットカードによる納付とは？

市ホームページから「八街市納付サイト」にアクセスし、クレジットカード情報などの必要事項を入力することで納付手続きができます。

※納付金額に応じたシステム利用料と通信料がかかります。利用されるカード会社の決済時に付与されるポイントと比べたうえで、利用されることをおすすめします。

ペイジー（Pay-easy）による納付とは？

ペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキングの契約があれば、インターネットからの手続きで納付ができます。（手数料はかかりませんが通信料が発生します）ペイジー対応のATMでは現金またはキャッシュカードで納付できます。

※クレジットカード納付やペイジー納付の場合、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

滞納者への対応

八街市では、特別な理由もなく市税などを納付しない滞納者に対して、税負担の公平性を確保するため、次のような処分を実施しています。

①給与などの照会・差し押さえ

勤務先に照会して給与、賃金などの差し押さえを行います。

②預貯金の調査・差し押さえ

金融機関を調査して預貯金の差し押さえを行います。

③動産、不動産の調査・搜索・差し押さえ

財産の所有状況の調査や搜索（※1）を実施して動産、不動産の差し押さえを行います。

④国民健康保険税滞納者への対応

①～③の処分に加え、国民健康保険税滞納者には通常よりも有効期限の短い短期被保険者証の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者資格証明書（※2）を交付します。

※1 搜索とは、税の滞納処分を行うための財産調査の一環として、国税徴収法により税務職員（徴税吏員）に認められた権限であり、滞納者の自宅などに直接出向き令状がなくても搜索することが認められているほか、税務職員が滞納処分上必要と認められれば、いつでも行うことができるものとされています。

※2 被保険者資格証明書で医療行為を受けた場合、医療費を一時的に全額（10割）負担していただくこととなります。受診後に保険給付（7割）を受ける場合は、国保年金課への申請が必要となります。

令和3年度差押状況（8月末現在）単位：件数

給与	預貯金	生命保険	不動産	動産	その他	計
14	133	12	20	0	8	187

インターネット公売を実施

八街市では、市税などの滞納により差し押さえた財産について、インターネットを利用したインターネット公売を実施しています。

インターネット公売とは、インターネット上の公売システムを利用し、入札などにより差し押さえた動産・不動産などを売却し、代金を滞納税などにあてるものです。

弁護士による多重債務者相談（無料）を行っています

八街市では、多重債務（消費者金融借入・クレジットなど）により、市税などの納付が思うようにできない方を対象に弁護士による無料相談を実施しています。借金返済に関してお悩みの方は、この機会にぜひご相談ください。

実施日 毎月月末の日曜開庁日

午後2時～4時

相談は事前に予約（先着6人）が必要です。

納税相談をお受けしています

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になった場合や、病気や失業などの事情により、納期限までに市税や国民健康保険税を納めることができない場合には、お早めに納税課にご相談ください。

仕事などで、平日の開庁時間内に納税相談や納付に来られない方は、日曜開庁や夜間窓口（平日火曜日）を開設していますので、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症による猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により市税などの納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている方は、申請により猶予を受けることができます。

また、国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであるなど、一定の条件を満たす場合は、減免が認められることがありますので、国保年金課へご相談ください。

納税課 ☎ 443-1115
国保年金課 ☎ 443-1139